

居宅介護支援事業所だより

【介護タクシーについてのお話し】

今回は介護保険で利用できる介護タクシーについてお話しさせていただきます。

【通院乗降介助】

※要介護1以上からの認定を受けている方が対象

介護員（介護資格と自動車2種免許所持）がタクシー車を運転し通院時の乗車前・降車後の移動介助や通院先での受診手続への移動介護を行います。

料金：乗車介護1割負担の方で片道98円・往復196円＋タクシー乗車中料金（タクシー会社で異なりますが一般に乗車10分当たり700円程度）がかかります。

【身体介護中心型】

※要介護4から5の認定を受けている方が対象

介護員がタクシー車を運転し通院時の乗車前・降車後の身体介護（オムツ交換・着替え等）を20分～30分程度介助と通院時の乗車前・降車後移動介助や通院先での受診手続への移動介護を行います。

料金：乗車介護1割負担の方で往復の介護（1時間以内）で395円＋タクシー乗車中料金（タクシー会社で異なりますが一般に乗車10分当たり700円程度）がかかります。

※介護タクシーの利用には利用者さんの介護度や介護内容、利用タクシー会社（介護保険登録での運営基準や自費分の運賃設定等）で利用料金が変わります。

利用前に担当ケママネジャーとご相談の上でご利用下さい。

※介護のことなら何でもご相談下さい。（相談無料・秘密厳守）

南東北三春居宅介護支援事業所（三春南東北リハビリテーション・ケアセンター内）

相談窓口：TEL：0247-61-2512（直通）

営業日：月曜日～土曜日 8時30分～17時

